

流通業の皆さま！こんなときに、 高度化事業をご活用ください！

中小企業の方々が共同で経営体質の改善や、経営環境の変化への対応を図る事業に必要な資金を融資します。

専門家の
コンサルティング・
アドバイスを
無料で受けられます！
また税制上の
優遇措置もあります！



| | | |
|------|-------|--|
| 貸付条件 | 貸付対象者 | 事業協同組合、協業組合、共同出資会社、第三セクター、商工会等 |
| | 貸付割合 | 貸付対象施設の設置資金の 80% 以内 |
| | 償還期限 | 据置期間を含む 20年以内 であって、都道府県が適当と認める期限 |
| | 据置期間 | 3年以内であって、都道府県が適当と認める期間 |
| | 金利 | 年利1.10% （平成19年度）もしくは 無利子 ※金利は償還期限まで 固定 |

中小新事業活動促進法・
流通業務総合効率化法・
中心市街地活性化法等の
認定を受けた場合や
災害復旧を図るための投資の場合、
「無利子」となることも
あります。



■
主な事業
■

**卸売・倉庫・トラック団地
を形成する
～集団化事業～**

物流機能の強化、事業用地の拡張、騒音・公害問題の解消等を図るために、適地に集団で移転します。
☆製造業など、流通業以外の方も参加できます。

※事業協同組合等の組合員が10人（過疎地域、人口10万人以上の市町村などの場合は5人）以上必要です。

**問屋街・商店街全体を
整備する
～集積区域整備事業～**

問屋街や商店街全体の集客力や販売力の向上のために、同じ区域内で各店舗の増改築を行います。

※商店街振興組合等の組合員が10人（過去に集団化を実施したなど特別な場合は5人）以上必要です。

**組合会館・
物流センターをつくる
～共同施設事業～**

組合事務所、展示施設、共同保管庫などを配置した組合会館や、最新式の設備の整った物流センターなどの共同施設の整備を行います。

※事業協同組合等の組合員が、4人以上必要です。

**ショッピングセンター
をつくる
～施設集約化事業～**

多様な顧客ニーズに応えるために、ショッピングセンターをつくり集客力や販売力の向上を図ります。

※事業協同組合、共同出資会社等の構成員が、4人以上必要です。

**共同で新型のトラックや
設備を導入する
～設備リース事業～**

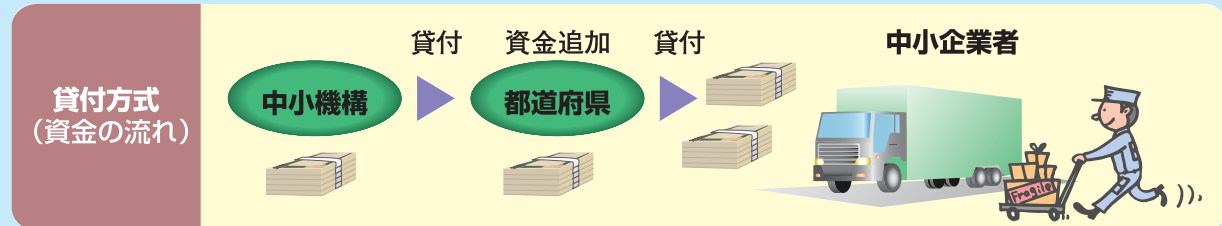
排ガス規制に適合したトラックや最新鋭の設備等を導入するために、組合が共同で購入し各組合員にリース（買取予約付賃貸借）します。

※事業協同組合等の組合員のうち、リース設備の借受者が、4人以上必要です。

中小機構と都道府県が一体となって資金協力します。受付・相談は、各都道府県の中小企業担当課又は中小機構 地域振興企画課へ



集団化事業の例：
熊谷流通センター



独立行政法人
中小企業基盤整備機構
地域経済振興部 地域振興企画課

TEL : 03-5470-1528
http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/